

## 中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業実施要綱

(制定) 平成 22 年 1 月 22 日 21 環都計第 523 号

(改正) 令和 2 年 2 月 10 日 31 環地地第 398 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 都内各家庭における地球温暖化対策を推進するため、東京都（以下「都」という。）と、都の登録を受けた中小規模地域家電店（以下「東京省エネマイスター店」という。）の取りまとめを担う団体として都と協定を締結したもの（以下「協力団体」という。）とが連携した取組（以下「本事業」という。）を行うことにより、家庭の省エネルギーの更なる促進を図ることを目的とする。

#### (都の役割)

第 2 条 都は、本事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- 一 家庭の省エネルギーに関する知識付与を目的とした研修内容の設定
- 二 前号の研修内容に関するテキストの作成及び印刷
- 三 研修講師の派遣
- 四 東京省エネマイスター店の登録・公表
- 五 家庭の省エネルギーに関する普及啓発リーフレットの作成及び印刷
- 六 東京省エネマイスター店の登録証票の作成及び印刷
- 七 本事業の周知

#### (協力団体の役割)

第 3 条 協力団体は、本事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- 一 研修日程の調整
- 二 研修会場及び研修機材の確保
- 三 研修受講の募集及び取りまとめ
- 四 研修案内の作成、印刷及び受講希望者への送付
- 五 研修会場の設営及び受講者の受付
- 六 受講者名簿、研修実施後アンケートの取りまとめ
- 七 東京省エネマイスター店の登録に係る取りまとめ
- 八 東京省エネマイスター店との連絡調整並びに前条第 5 号及び第 6 号の規定により都  
が作成した印刷物等の送付
- 九 都が実施する家庭の省エネルギーに関する普及啓発活動への協力
- 十 その他東京省エネマイスター店が実施する活動に関する都への報告

(東京省エネマイスター店の役割)

第4条 東京省エネマイスター店は、本事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- 一 家電製品の省エネルギー性能及び省エネルギーに資する使用方法等に関する積極的な情報提供
- 二 都が実施する家庭の省エネルギーに関する普及啓発活動への協力
- 三 都が実施する研修について直接販売に携わる者が受講等することにより、家庭の省エネルギーに関する知識等の向上に努めること
- 四 協力団体への活動内容の報告

(経費負担)

第5条 本事業に要する経費は、第2条から第4条に定める役割に応じて、各々が負担することとする。

## 第2章 東京省エネマイスター店の登録

(登録要件)

第6条 東京省エネマイスター店の登録を受けることのできる者は次に掲げるものとする。

- 一 都民に対して家電を販売している個人または法人であること
- 二 登録を受けようとする店舗の店舗面積が 500 m<sup>2</sup>以下であって、家電製品の販売高が総販売高のおおむね 50%以上であること
- 三 登録を受けようとする店舗に所属する者又は当該店舗の代表者が、都が指定する研修会を修了していること

(東京省エネマイスター店の申請)

第7条 東京省エネマイスター店の登録を受けようとする者（以下「登録申請対象者」という。）は、東京省エネマイスター店登録申請書（別記様式。以下「登録申請書」という。）を、協力団体を經由して都に提出し、申請を行うものとする。

2 前項の申請は、登録を受けようとしている店舗の代表者が同意している場合は、当該店舗に所属している者が当該店舗の代表者に代わって行うことができる。

(東京省エネマイスター店の登録)

第8条 都は、登録申請書の提出を受けたときは、東京省エネマイスター店の登録をし、又はしない旨の決定を行い、協力団体を經由して、登録申請対象者に対してその旨の通知を行うものとする。

(登録証の交付)

第9条 都は、前条において都が登録した東京省エネマイスター店に対して、協力団体を

經由して、東京省エネマイスター店であることを証明する東京省エネマイスター店登録証票（以下「登録証票」という。）を交付する。

（登録の有効期間）

第10条 東京省エネマイスター店の登録の有効期間は登録日から登録日の属する年度を含めた3か年度末までとし、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 東京省エネマイスター店はこの期間自ら東京省エネマイスター店であることを宣伝・広報するため、都が提供する証票を使用することができる。

3 第6条から前条までの規定は、第1項の登録の更新をした場合について、準用する。

（登録の取消）

第11条 都は、次の各号に該当した場合は、東京省エネマイスター店の登録を取り消すものとする。

一 第4条の役割を適切に担うことが出来ないものと都が認めたとき。

二 不正の手段により、第8条の登録を受けたとき。

三 都又は協力団体の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為を行ったものと都が認めたとき。

2 都は、前項の規定により登録の取消を行ったときは、遅滞なく、協力団体を經由して、当該処分を受けた者に通知しなければならない。

3 第1項により東京省エネマイスター店の登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証票を処分しなければならない。

### 第3章 その他

（公表）

第12条 都は、協力団体名、及び東京省エネマイスター店の店舗名並びに所在地、その他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、公表することができる。

（実施細目等）

第13条 本要綱の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

東京省エネマイスター店登録申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請店舗名：

申請者氏名：  
( 自 署 )

店舗所在地：

「中小規模地域家電店と連携した家庭部門の温暖化対策推進事業実施要綱」  
第7条の規定に基づき、東京省エネマイスター店の登録申請を行います。

※申請者と店舗の代表者が異なる場合、以下の内容を御確認いただき、チェックボックスに

(チェックマーク) を付けてください。

私は店舗の代表者から東京省エネマイスター店の登録申請について委任を受けています。